

佐倉市かさ上げ工事等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを目指し、浸水による住宅被害の防止することを目的とし、住宅等のかさ上げ工事等を行う者に対し、佐倉市かさ上げ工事等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市災害対策条例（平成14年佐倉市条例第23号）、佐倉市災害予防対策事業費補助金等交付規則（平成14年佐倉市規則第56条）及び佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「居住者」とは、佐倉市災害対策条例施行規則（平成14年佐倉市規則第54号。以下「施行規則」という。）第3条第1項に定める重点整備地区（浸水）及び市長が特に認めた区域に居住する者をいう。

2 この要綱において「かさ上げ工事等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) かさ上げ工事 居住者の現に居住する住宅等の解体又は当該敷地外への移転をしないで、建物のかさ上げをする工事又はかさ上げとあわせて敷地の盛土をする工事

(2) 盛土工事 居住者の現に居住する住宅等を解体して、同一の敷地内に新築又は増改築をし、かつ、当該住宅に係る敷地の盛土をする工事
(対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、施行規則第3条第1項に定める重点整備地区（浸水）とする。ただし、市長が特に認めた地域にあっては、補助対象区域とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象区域において自己の居住の用に供する住宅等にかさ上げ工事等を行う者又は市長が特に認めた者とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者を除く。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、かさ上げ工事等のほか、住宅等の建物の基礎、建物床下の給排水設備、ガス設備、電気設備、建物内の土間コンクリート等の工事に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条の2 補助金の額は、前条に規定する補助金の交付の対象となる経

費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

- 2 かさ上げ工事等に係る宅地内の土地及び建物が複数の場合であっても、前項の額を補助金の額の限度とする。

（交付の申請）

第6条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

- 2 補助金の申請における添付書類は、次に掲げるものとする。

（1）補助金事業計画書（別記様式第2号）

（2）対象建築物の位置が分かる案内図

（3）工事見積書の写し

（4）平面図、施工図等の工事図面

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の対象となる工事に着手する前であって、かつ当該年度の12月15日までに、交付申請書を提出しなければならない。

（交付の条件）

第6条の2 補助金の交付の対象となる建築物は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間使用しなければならない。ただし、火災、地震等やむを得ない事情により使用できない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付の決定に係る通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

（変更の申請）

第8条 規則第8条第1項の規定による変更の申請を行おうとする者は、あらかじめ、変更内容について市長と協議するものとする。

- 2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合における規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書（別記様式第4号）とする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、補助事業実績報告書（別記様式第5号。以下「実績報告書」という。）とする。

- 2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

（1）施工前、施工中及び施工後の写真

（2）施工記録等

- (3) かさ上げ工事等に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- 3 実績報告書の提出は、工事の完了後、速やかに行うものとし、かつ、規則第6条第1項の規定による交付の決定の通知のあった年度の2月15日までにを行うものとする。
- 4 市長は、実績報告書が提出されたときは、速やかに実績報告書の内容に基づいて現地を確認するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条第4項の規定による確認後、補助金の額を確定するものとする。

- 2 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない請求書は、補助金交付請求書(別記様式第7号)とする。

- 2 補助事業者等は、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知を受けた場合は、当該年度の3月31日までに補助金交付請求書を提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(代理受領)

第12条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の受領を、当該補助事業を施行した業者(以下「事業者」という。)に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

- 2 代理受領を行う事業者は、第8条第1項に規定する申請書を提出するときは、同条第2項に規定する書類に、代理受領予定届出書(別記様式第8号)及び当該代理受領に係る委任状を添付しなければならない。
- 3 事業者が代理受領を中止するときは、実績報告書を提出する前までに、代理受領予定届出取下書(別記様式第9号)を市長に提出しなければならない。
- 4 代理受領により補助金の交付を受けようとする事業者は、補助事業が完了したときは、第9条第2項第3号に規定する書類に代えて補助事業に要した事業費に係る請求書の写し、当該請求書に係る額から補助金額を差し引いた額の領収書の写し及び内訳報告書(別記様式第10号)を実績報告書に添付しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
(佐倉市かさ上げ工事等補助金交付要綱の廃止)
- 2 佐倉市かさ上げ工事等補助金交付要綱(平成14年4月1日施行)は、
廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に旧佐倉市かさ上げ工事等補助金交付要綱(以下、「旧要綱」という。)に基づき補助金の交付を受けた者は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者とみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱に基づきなされた補助金の交付決定については、この相当規定に基づきなされたものとみなす。

(有効期限)

- 5 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成21年3月19日決裁20佐建第292号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則(平成26年2月18日決裁25佐建第970号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月4日決裁26佐建第916号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日決裁佐建第610号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日決裁佐財第577号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和2年度の予算に係る補助金から適用し、令和元年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月17日決裁佐建第512号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和6年3月29日決裁佐財第678号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の

改正規定は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、令和6年度の予算に係る補助金から適用し、令和5年度以前の年度の予算に係る補助金については、なお従前の例による。